

平成 26 年（行ウ）第 8 号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件ほか
原告 原告 1 - 1 ほか
被告 国ほか

準備書面(72)

2019年6月10日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙 一
ほか 18 名



第1 求釈明の申立て

被告国は平成31年4月26日付第12準備書面について、反論をするために必要があるので、次の点を明らかにしていただきたい。

1 被告国は、上記準備書面第5「子どもの放射能に対する感受性についての原告らの主張に理由がないこと」の2「被告国の反論」の第1段落において、「被告国が、放射線に対する感受性の強い子ども（乳幼児ら）に合わせて統一された指標（中略）に基づき、福島第一発電所事故後の対応に当たってきたことは（中略）は反論済みである。」と述べているところ、この部分は、子どもの放射線（放射能）に対する感受性が（大人よりも）強いことは、認めた上で、被告国として必要な対応をしてきたことを主張しているように理解できる。

ところが、被告国は、これに続く第2段落において、「念のため」と言しながら、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ（の報告書）における「低線量被ばくでは、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかでない」との部分を敢えて引用している。

2 原告らとしては、被告国は、子どもの放射線（放射能）に対する感受性が大人よりも強いことは認めた上で、必要な対策をとったことを主張しているものと理解していた（その場合、争点は、「被告国が必要な対策を採ったか否か」になる。）ところ、上記第2段落の記載は、子どもの放射線（放射能）に対する感受性が大人よりも強い事実自体を争う意向のようにも読める（その場合、「子どもの放射線（放射能）に対する感受性が大人よりも強

いか否か」が争点として加わることになる。)。

3 そこで、被告国に対し、「子どもの放射線（放射能）に対する感受性が大人よりも強い」事実自体を認めるのか否か、改めて明確にするよう求める次第である。

第2 求釈明に対する回答

- 1 前回進行協議期日において、原告らは、被告国から、準備書面(71)で述べた主張が、国賠訴訟でどのように位置づけられるのかという求釈明を受けた。
- 2 これについては、原告らは、原告ら準備書面(70)の第3でセシウム含有不溶性放射性微粒子による内部被ばく問題での位置づけを述べたのと同様、原告らの精神的苦痛の一要素として位置づけられるものと考えている。

以上